平成２１年（フ）第５号
金沢市河原市町ハ94番地
破産者　山本　直孝
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２３２号
金沢市二ツ寺町イ48番地
破産者　今井　　巖
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第２８７号
静岡市葵区金座町１番地コーポ森久201号、開始決定時の住所静岡市清水区二の丸町７番21号　コーポハイツ507
破産者　石山よし子
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２２４号
静岡県浜松市中区富塚町175番地の１　ヴィラ富塚106、開始決定時の住所愛知県新城市城北１丁目２番地20
破産者　水谷　政義
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２１年（フ）第２８６０号
大阪市鶴見区横堤３丁目２番27―904号、開始決定時の住所大阪市鶴見区横堤２丁目５番66―14号
破産者　岡　　弘行
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０２５号
大阪市住吉区殿辻１―４―14―105、旧住所大阪市東住吉区山坂１丁目14番５号
破産者　田中　信興
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３０７１号
大阪府東大阪市吉田３―４―６北口ハイツⅠ103、開始決定時の住所大阪府東大阪市岩田町４丁目13番３号
破産者　北野　壯夫
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第３８４６号
京都府長岡京市勝竜寺25番19号
破産者　西江　　進
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９６４号
大阪府茨木市新郡山２丁目９番203号、前住所大阪府吹田市山田西３丁目77番８―202号
破産者　松川　照夫
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７７４９号
堺市東区北野田492番地１
破産者　北井　大計
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１９５６号
堺市堺区材木町西２―１―15　サンポート堺803号、開始決定時堺市堺区大町西２丁１―19
破産者　奥田　勝己
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０１３号
堺市中区深井東町3157番地　セントポーリア奥田南館502号
破産者　遠藤　哲也
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０２１号
堺市西区浜寺諏訪森町西３丁219番地２、前住所堺市西区浜寺諏訪森町東３丁356番地１
破産者　福山　　滿
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１２号
広島市東区上温品１丁目10番８号
破産者　鳥越　勝司
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８４２号
広島市東区戸坂新町２丁目31番17―509号
破産者　瀬戸　幸二
1　決定年月日　平成22年４月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８３４号
札幌市西区山の手４条11丁目６番１―403号
破産者　菊地　晴海
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１７号
岐阜県多治見市旭ケ丘10丁目２番地の18
破産者　有馬　公子
1　決定年月日　平成22年４月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部